

明治五年「学制」の法令上の種別について

——湯川嘉津美氏の説への疑問——

竹 中 暉 雄

はじめに

明治五年「学制」は、近代日本最初の教育法令である。ところがその基礎的情報の記述が、日本教育史関係の研究書、概説書、年表、資料集などで一定していない。例えば法令上の種別が「太政官布告」だったり「文部省布達」であったりし、また制定日については、明治五年八月二日説、八月三日説、そして前文（布告書）は八月二日、条文は八月三日とする分割説が併存している。そういう状況に驚いて「学制」研究を始めたが、その結果、「学制」は前文（布告書）・条文ともに八月二日の太政官第二一四号であるとするのが最も妥当であると考えるに至った。⁽¹⁾

キーワード…太政官布告、文部省法令（布達）、法令番号、『布告全書』、「学制」発令権限

これに対し、「学制」の布告書は明治五年八月二日の太政官第二一四号であるが、その条文は八月三日の文部省第一四号によるとの立場から、湯川嘉津美氏が拙論に対し反論を試みられている⁽²⁾。けれども湯川氏の説には、それでは説明できないことや一貫しないこと、また矛盾や史料の誤読など、いろいろ疑問が含まれていると思われる。そこで本稿では、「学制」の法令上の種別を中心に（制定日などは種別に連動して確定する）、湯川氏が引用紹介された史料の読み直しも行ないつつ、以下順次、湯川説の検討を行なっていきたい。

なお太政官第二一四号の原本が残されていれば、こういう見解の相違は生まれようがない。しかし後述するように、綴じられていて当然の史料のなかに存在せず、現在もなお未発見のままである。

一 「学制」の法令番号について

湯川説のように「学制」の条文が文部省による法令であるとした場合、まず疑問となることは、全国を対象とする制度である「学制」を発令する権限が果たして文部省にあったかどうかである。これについては第三節で詳しく検討するので、次の疑問点となる法令番号のことを取り上げる。

湯川氏「反論」での考えは、「学制は明治五年『文部省第一四号』で発布された」というものである。「発布」という言葉は通常「ひろく一般に公布する」という意味で使われるが、当時は未だ「公布」の概念や制度はなかった。そこでここでは「発令」ないし「布告」のこととして解釈しておく。それでもこの表現では、「学制」は文部省第一四号そのものなのか、それとも文部省第一四号で「発布」された別の法令なのか、その点が明確ではない。

そもそも文部省第一四号とは、「今般学制御確定相成候二付御布告書並学制章程共別冊相渡候間自今右目的

相立処分可伺出候也（以下略）」と、「御確定」された「学制」の別冊の「相渡」と実施計画の伺出を命じる布達なので、文部省第一四号が「学制」そのものであるとは考えられない。もしそうだと無理に考えたすると、文部省第一四号（頒布された別冊）の中に「第二一四号〔前文〕」および「第二三三三号」が含まれていることの説明がつかない。しかも「第二三三三号」の内容は、文部省第一四号と同日（八月三日）に「文部省第一三三三号」として発令されているのである。

したがって、「学制」は文部省第一四号で「発布」された別法令だとする主張のほうが、まだ合理的である。その場合、法令番号はどうなるのか。明治五年に文部省が発令した法令（布達）は第四六号までであり、その他に番外が一九件、無号等が七件ある。しかしそれらの中に「学制」に該当するものはないので、隠れた無号法令だったと考えざるをえなくなる。さらに以下の二つの理由もある。

一 別冊で「第二一四号」「第二三三三号」に続く「学制」条文には、番号が付されていない。湯川氏「反論」も紹介するように、明治五年一月八日、正院は各省が「布告」する法令であっても右肩に番号を朱書するよう達していたにもかかわらずである。

二 先行法令が訂正される場合には、何年の何番の法令であるか指示されるのが通例であり、例えば明治六年五月七日文部省第六四号の冒頭は「当年第五十八号布令中小学教科書物理学ノ部（以下略）」となっている。

「学制」は、頒布直後に二回「誤謬」訂正され、その後も何度も訂正改訂が重ねられた。ところがそのいずれの場合においても、番号の指示はない。例えば明治五年八月第二二二号の最初の「誤謬」訂正では、

「兼而御頒布相成候学制中誤謬之条々」となっているし、九月二日第二四号でも「学制中誤謬ヲ訂正スルモノ如左」となっている。頒布直後だけでなく、明治八年一月一七日文部省達第一号の冒頭でも「学制中揭示有之候年報諸表式之儀」と無号であり、「学制」廃止に至るまで同様である。

当時の太政官法令にも無号があるが（明治五年八月三日太政官「司法職務定制」など）、それは臨時的性格のものに限られている。また番外もあるが、その場合には「番外」と記されている。

ここで問題となるのは、全国の教育制度を規定する重要法令が無号でいいのかということである。文部省が別冊で頒布した「学制」は無号であった。ところが明治一二年の「教育令」つまり太政官布告第四〇号は「明治五年八月第貳百拾四号ヲ以テ布告候学制相廢シ」と述べ、「学制」は太政官布告第二一四号であったことを明確にしている。

湯川氏「反論」は、このことについては次のように説明する。

——明治一〇年の「公文類別規則」に基づいて、元老院審議にかける必要のある最重要の「法律」として「教育令」を公布するために、それ以前の「学制」も「遡及的に規定する必要が生じ」た。そこで文部省は「太政官が第二一四号を以て『公布』したであろう学制という、遡及的な理解を組み立て」そして教育令布告案（明治一一年）を作成した——

ということとは、「学制」を無号法令として扱ってきた文部省が必要性を認めて、自ら「第貳百拾四号ヲ以テ

公布候学制」という原案を作成したということになる。それでも湯川氏は、太政官第四〇号に「第式百拾四号ヲ以テ布告候」とあるからといって「学制が太政官第二二四号であったと遡及的に解釈することはできない」と主張する。その理由として、太政官第四〇号の記述は「明治五年当時の学制公布のあり方」を「再現」するものではないからと説明されている。

「再現」ではないというのは、ある意味ではその通りである。というのは実は「再現」ではなく、当時から「学制」は次節でみるように太政官第二二四号として『布告全書』に記録されてきたからである。『布告全書』や太政官第四〇号の記述があるにもかかわらず、それでも「学制」は「文部省第一四号で『発布』された」と解釈すべきなのか、極めて疑問である。

二 『布告全書』の記述は不正確なのか

「学制」が太政官第二二四号と位置づけられたのは、決して明治一二年「教育令」の準備時期になってからではない。『布告全書』明治五年第八冊の八月二日の条には、すでに第二二四号として、前文（布告書）および文部省第一三三号に当たる布達文とともに「学制」条文が掲載されている。

しかし湯川氏「反論」によると、『布告全書』は後の『官報』のように「法令公布を目的」とするものではなく、「行政事務に資する法令集」であり、「法令の表記や形式を正確に再現して〔いない〕」ので、そこに掲載された法令を「正本」とすることはできないという。

もしそう言えるのであれば、なぜ「行政事務に資する法令集」は「正確」でないと一般化できるのか、また「正確」でないことを示す事例が種々あるとか、そういう説明が必要だと思われる。「行政実務に資する法令集」

だとしても、否、だからこそ、いい加減なものであっては困るはずであって、『布告全書』は『官報』が創刊される明治一六年七月までの重要な公的法令集であった。

また湯川氏が言う法令の「正本」の定義が必要であるが、実際に発令された「学制」の原本は未発見なので、ここでは論拠史料とすべき文書という意味であろう。しかし原本がない以上、発令後に刊行された太政官正院外史局編纂の法令集、つまり『布告全書』に収録されたものに依拠せざるをえないのではないか。

『布告全書』の記述は「正本」にできないとする湯川氏「反論」は、他方では明治四年八月「正院処務順序」を引用して、『布告全書』編集元である外史局の重要な職掌について説明している。そして「何か重要な理由」があつて「太政官外史局自身が元記録は公的記録として相応しくないと判断し改訂した」場合には、「法令史料としてはそれに従うべきではないか」との主張に対しては、⁽³⁾「そういう判断をする「権限は外史にはない（手を加えた場合、正院の意思決定を外史の末端官吏が覆すことになる）」（カッコ内湯川氏）と反論している。まったくその通りで、「外史局自身」ではなく「外史の末端官吏」が元記録に勝手に「手を加える」ことなど許されない。

しかしなぜ「外史の末端官吏」という言葉が唐突に出てくるのか理解できない。明治四年～六年当時の外史局トップの「大外史」は加藤弘之や中村弘毅、箕作麟祥などであつたが、⁽⁴⁾それは四等官（奏任官の最上位）の職であつた。⁽⁵⁾彼ら外史局の職務には、湯川氏が言う「正院の意思決定」を公式記録に残すという重要なことが含まれているのである。

その外史局が編纂した『布告全書』には既述のように、明治五年八月二日の日付で「学制」（前文、文部省第一三号の内容に当たる布達文、条文）が「第二一四号」として掲載されているのである。布達文および条文

の末尾には文部省名があるが、起案した省・局名が入った太政官布告は珍しくない。

その『布告全書』での「学制」前文（布告書）の表記は、文部省頒布別冊における漢字平かな書き・ルビ平かなの両文体とは違って、漢字片カナ書き（ルビなし）になっている。そこで、『布告全書』は「正確」でなく「学制」の「正本」は文部省頒布別冊であるとする湯川説においては、『布告全書』の前文（布告書）は書き変えられているという主張が出てくる。

湯川氏「論文」の主張では、『布告全書』での漢字片カナ書きは外史記録局「編纂課処務ノ目的草案」によって「記録書体の統一が図られた」結果であるという。同氏「反論」ではトーンダウンされて、「草案とはいえ、この方針で編纂が行われていた可能性が高い」となっている。

この「書き変え」説は果たして成り立つだろうか。

問題の「草案」の作成時期を、湯川氏は「明治五年三月前後」と推定している。しかし木版『布告全書』は明治四年の第一冊からすべて漢字・片カナ表記であるので、事実と整合しない。また「草案」が「記録ノ書体同一ナルヲ要ス」として実際に求めているのは、「各行字数ヲ同クシ汗漫草略」を禁ずとか「字句訛誤逸脱ヲ戒ム故二校正ヲ鎮密シ編次ノ順序ヲ誤ルヘカラス」など、要するに正確で簡潔な記録を残すという当然のことではなく、「平がな使用は禁止」といった項目は存在しない。

慶応四年三月一五日の最初の高札（五倫道德遵守などを含む五榜の掲示）など、明治新政府が重要事項を周知徹底するために掲げた高札は、漢字平かな書きである。しかし太政官は政府の公式記録としては、漢字片カナ文を採用したのである（『官報』もこれを引き継いだ）。

「学制」の趣旨を広く一般に伝えられるよう工夫を凝らした文部省頒布版の両文体の前文（布告書）は、そ

れとして大きな歴史的意義を持つている。しかし公式記録とは区別すべきである。⁽⁶⁾

三 文部省に「学制」発令の権限があつたか

湯川氏「反論」によると、文部省は明治一二年の「教育令」を準備するに際して、明治五年文部省第一四号で「発布」した「学制」を「適及的に規定する必要」を感じ、そして「太政官第二一四号を以て『公布』したであろう学制」という「適及的な理解を組み立て」て原案を作成したという（既述）。なぜそうする必要があつたのか。湯川氏の説明では、「教育令」を最高法令の「法律」として公布するため、その前身である「学制」も「法律」扱いにするためであつた。しかし最初から最高位の法令、つまり太政官布告として扱っていたならば、「法律」扱いし直す必要などなかつたはずである。

ここで確認しなければならないのは、「学制」発令の主体についてである。明治四年七月二九日の太政官第三八六号「正院事務章程」は、「凡全国一般ニ布告スル制度條例ニ係ル事件及ヒ勅旨特例等ノ事件ハ太政官ヨリ之ヲ発令ス」と定めていた。⁽⁷⁾したがって湯川氏が主張するように、もし文部省が「全国一般ニ布告スル制度」である「学制」を「発布」（発令）していたとすれば、この規定に反することになる。ところが湯川氏「反論」によれば、この「正院事務章程」は「一見すると太政官に全国一般に関する法令の発令権が集中しているようにみえるが、実際にはそうではない」という。そしてその論拠として、同年同日の太政官第三八七号が引用紹介されている。

しかし太政官第三八七号のどこにも、「全国一般に関する法令の発令権」が実際には「太政官に集中していない」ことを示す語句など存在しない。第三八七号では、「卿ハ専ラ其部事ヲ総判スル全権ヲ有ス、敢テ他部

ノ權ヲ干犯スルコトヲ許サス」と、文部卿などにはその省内の事務に関する「全權」が与えられていることは分かる。

また同氏「論文」によれば、「重要な法規」を太政官が布告する体制が整ったのは明治六年五月二日「太政官制潤飾」以降であつて、それ以前には「各省から布告が發せられることも少なくなかつた」という。ところがそれ以前の「布告」について湯川氏「反論」では、それは「一般に知らしめる」行為を指して「太政官のみが發令權限を有する法令の種別としての『布告』を意味するものではない」と解説されている（傍点は竹中）。ということとは、各省も「布告」はしたが「重要な法規」としての「布告」はやはり太政官のみが「發令權限」を有していたということになる。だとすれば、「重要な法規」を太政官が布告する体制が整ったのは明治六年の「太政官制潤飾」以降であるとの「論文」での主張と矛盾してくる。

一方、「学制」は文部省の發令だとして湯川氏が挙げる重要な論拠に、田中不二麿三等出仕の正院宛伺（明治六年五月五日）がある。同年五月二日改定の「正院事務章程」に関して田中が伺つた七項目の第一は、「凡ソ帝國一般ニ布告スル制度條例及勅旨特別ノ事件ハ太政大臣ノ名ヲ以テ本院ヨリ之ヲ發令ス」という事項についてである。この事項については明治四年七月「正院事務章程」（既述）とほぼ同じであるが、發令主体がより明確化されている。⁽⁸⁾

議論を明確にするため、湯川氏「論文」が紹介する伺を全文そのまま（中略も含め）引用する（ただし傍線および①②③は竹中）。

一 帝國一般ニ布令スル制度條例云々之事件ハ太政大臣ノ名ヲ以テ本院ヨリ之ヲ發令スト御掲載相成候所、

①教育之義ニ付テハ是迄一般ニ布令スル者ト雖トモ大事ハ何ヲ經、小事ハ或ハ何或ハ開申、当省ヨリ發令取計候モノ不少候共、自今ハ悉ク正院ヨリ御發令可有之、②然ル上ハ学制中文字之改刪又ハ追加、諸学校生徒之募集或ハ試験退校等瑣屑ノ布令ニ至ル迄悉ク正院ヨリ御發令可相成候哉

(中略)

一 ③第二款諸制度諸法律及諸規則ヲ草案シ之ヲ議決スル事ト御掲載ニ候所、是迄学制ハ勿論諸学教則、校則、舎則、生徒検査法、教師雇入規則、条約文等考テ省中ニ於テ草案ヲ立、大事ハ経伺、小事ハ確定之上開申仕候得共、……目今学制草創ノ際、諸制度、諸規則編立之外無之、前件省中ニ於テ草案ヲ起シ候義モ難相成、是等之義如何相心得可申哉

湯川氏によれば、この伺は「従前之通可相心得事」との指令を受けているので、「その後も」「教育事務に関する文部省の専管」が認められた(「論文」とか、この伺から「学制は正院の裁可を経て、文部省が発令した」という田中不二麿の認識が分かるという(「反論」)。

しかしこの伺文の一体どこから、「学制は正院の裁可を経て、文部省が発令した」という田中の認識を読み取ることができるのだろうか。もしかして傍線①の部分から推測されたのかも知れない。ここに「学制」の文字こそないが、「一般ニ布令スル」「大事」で文部省が「發令取計」したものは「学制」に他ならないと。

ところが田中は、「当省ヨリ發令取計候モノ不少」と言っている。「学制」一件だけなら「不少」とは言わない。では他に何があるのか。考えられる第一は、文部省が「發令取計」を行なったけれども、正式には太政官が発令したものである。その種の事例は他省に関しても数多くある。「取計」の「計」には「調べる」「見積も

る「計画」といった意味があるので、「発令取計」とは「発令準備」のことではないか。伺文後半が、「学制」などの「草案」は省中で立ててきたと述べていることに照応している。しかも傍線部①は、文部省による「発令取計」と正院による「発令」とを区別している。正院による「発令」のことを「発令取計」とは言わない。

ところが文部省が「発令取計」した「学制」級の太政官布告など、他には存在しない。そこで考えられる第二は、文部省が「発令取計」し「発令」もした法令（のちの文部省布達）のことである。実は文部省の法令であつても、全国を対象にし「一般ニ布令スル」ものも珍しくなかった。専門学校志願願書（明治五年文部省第一号）「専門学校ヲ閉ツ」（同年第三号）、そして各種教則などである。

しかし湯川氏「反論」は、「竹中氏は」学制の発令主体は太政官であると主張するが、それは田中の伺の内容とも正院の指令とも整合せず、史料を読み違えている」と批判する。そうであるなら、その「田中の伺の内容」と「正院の指令」についても一度確認しなければならない。

伺文はまず、〈帝国全体に布令する制度条例などの発令を今後すべて正院で行なうのであれば、「然ル上ハ」これまで文部省がしてきた「学制」の文字の修正・追加、諸学校生徒募集など「瑣屑」なことまですべて正院から発令するのか〉と尋ねている（傍線②）。確かに「学制」の修正や生徒募集のことなども、「帝国全体に布令する」からである。そして湯川氏が引用した「従前之通可相心得事」という正院の指令は、実はこの傍線②の質問に対する回答である。「学制」の修正や生徒募集など「瑣屑ノ布令」は従来通り文部省でと言うにすぎず、文部省の全面的な「専管」が認められたのではない。⁹⁾

しかも指令の全文は以下の通りであつた。「帝国一般ニ布令スル制度条例是迄太政官ト署シ候処今般太政大臣ノ名ニ相改候儀ニテ其省権内ノ事務ニ差響候筋ニ無之条都テ従前之通可相心得事」（図1）。冒頭で、これま

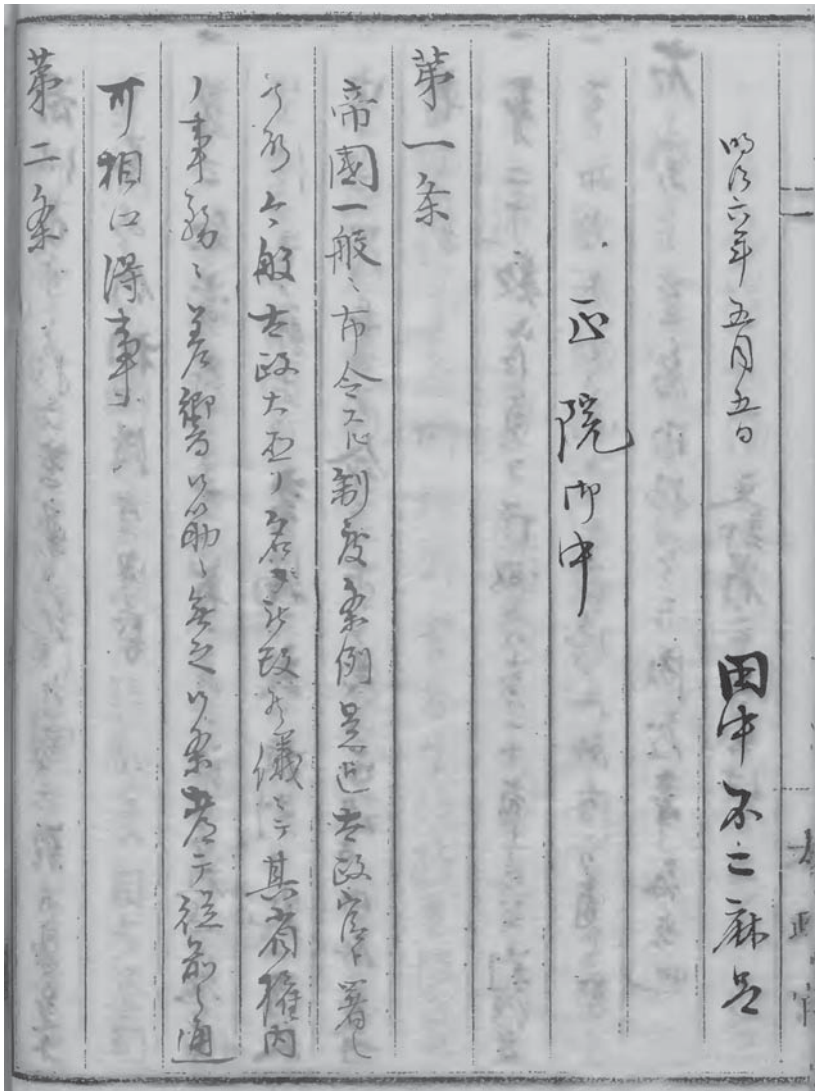


図1 正院指令文（朱書）の一部（明治6年5月13日付）
（「公文録」明治6年5月・文部省伺一）

で「帝国一般ニ布令スル制度条例」は太政官名で布令してきたと、わざわざ再確認されている。そして文部省が「従前之通可相心得事」と認められたのは、その「権内ノ事務」についてである。したがって「学制」の発令主体は大政官である」とする私の主張が「田中の伺の内容」および「正院の指令」と「整合」しないなどということはなく、逆によく整合していると言わざるをえない。

湯川氏はまた、この指令によって正院は「教育事務に関する文部省の専管」を「その後も」認めたと主張している。けれども明治四年七月の「正院事務章程」はすでに、「卿ハ専ラ其部事ヲ総判スル全権ヲ有ス、敢テ他部ノ権ヲ干犯スルコトヲ許サス」（既出）と定めているので、この指令によって初めて認めたわけではない。それに文部省が「権内ノ事務」の「専管」を認められるのは当然のことである。

傍線③の部分は、新「正院事務章程」が「本院中専掌スル事務ノ條款左ノ如シ」と定めるうちの第二款のことを指している。田中は「これまで「学制」などの「草案」を作成してきたが、現在は「学制」創始の時期で各種「草案」を起こす余裕などない。どうすればいいか」と、いかにも二七歳の新任責任者らしく尋ねたのである。それに対し正院が「草案創議等開申之義ハ不苦事」と答えているのは当然で、もともと文部省ではなく正院が「専掌スル事務」の話だからである。¹⁰ なお田中は、岩倉使節団随行から三月二七日に途中帰国したばかりであった。

以上を要するに、「学制」発令の権限は文部省にはなかったのである。

四 正院は文部省による「学制」公布を認めたのか

制定された法令は外史局編纂法令集『布告全書』に拠るべきだとの立場では、「学制」は明治五年八月二日

の太政官第二一四号によって発令された。そして翌日に文部省が頒布した別冊は、啓蒙を目的とした文部省版ということになる。しかし湯川氏「反論」によれば、「そうした事実」は史料上認められず、「正院は文部省による学制の発布と『学制』の頒布を裁可しており、竹中氏の主張は史料的な裏付けを欠いた推測にすぎない」ことになる。そこで本節では、湯川氏がその主張の論拠として挙げている二種類の史料の内容を確認する。

なお「裁可」とは天皇に関して使われる用語なので、ここでは適切でない。当時の正院は「決裁」とか「裁決」と言っていた。

(一) 「文部省学制原案」 正院指令文

湯川氏「論文」が挙げる第一の史料は、明治六年五月の皇城炎上から免れた「文部省学制原案」(全二二文書。国立公文書館蔵)の最初の文書、「明治五年六月二四日付の正院の裁可文」である。これには「裁可印も押されている」ので「正院の裁可を経た『学制原案』」だと考えられると湯川氏はいう。また正院は、文部省作成の「漢字・平かな書きの学制布告書の末尾に地方官による一般人民への説諭を求める漢字・片かな書きの一文を加えて裁可」しているのです、これが「学制布告書の正式なスタイル」であるともいう。

この二点について確認していきたい。

第一に、この指示文において正院は何を「裁可」(認可)しているかが重要である。指示文(図2)には、「書面之趣^レ現今^レ将来之目的^レ共^レ可^レ為何之通候^レ經費之面は財政之大計^レ相立候上可及^レ決裁候条即今^レ急務之件々取調可^レ伺出事」とある(傍線部は書き加えおよび修正部分)。したがって「可^レ為何之通」と認可されたのは、前半の「現今将来之目的」についてのみである。しかも書き加えの跡をみると、正院は当初「将来之目的」のみ認め

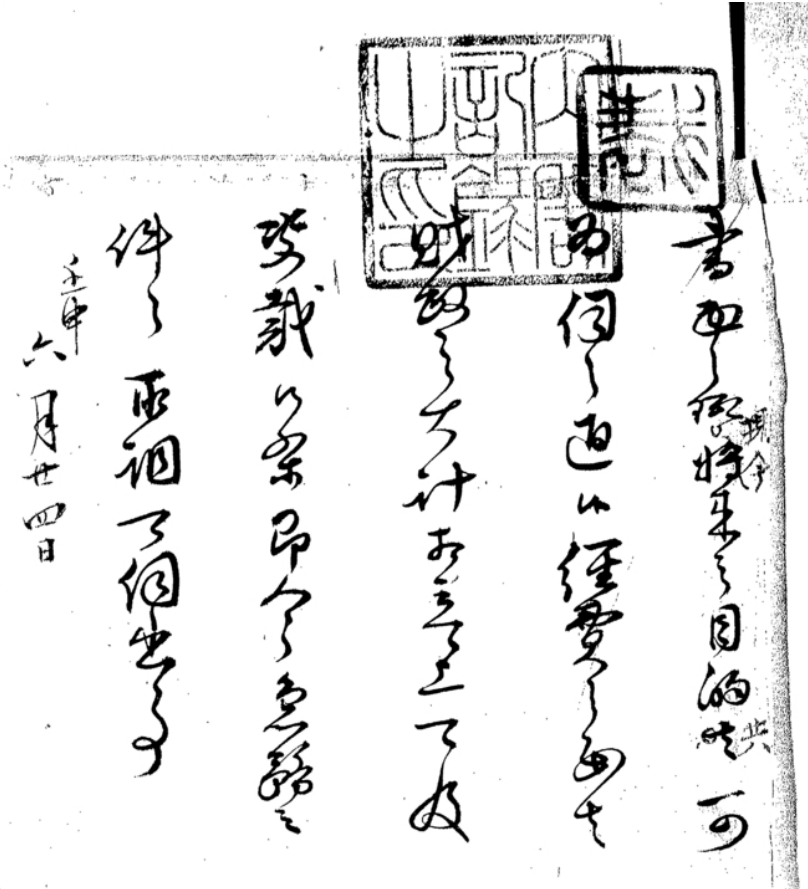


図2 明治5年6月24日の正院指令文
〔文部省学制原案〕から)

ようとしたことが分かり、このことが「学制にたいする正院の消極的な態度」をよく表している。¹¹ ところが読み取れる点に一次史料の価値があり、「公文録」(壬申六月七月・文部省伺)の「学制発行ノ儀伺」(全一三文書)では、指令文全体が清書(朱書)されているため書き加えや修正のことは分からない。

ではこの「将来之目的」とは何のことだろうか。「学制」前文(布告書)には将来のことなど何も書かれていないが、同じ「文部省学制原案」中の「学制発行ノ儀伺」には、「一般人民ノ文明」を実現することで国家の「富強安康」を達するという趣旨の将来の目的が示されている。したがってこのことを指しているのではないかと思われる。

しかし許可された目的、とりわけ「現今」の目的の実現には当然「経費」が必要である。ところがそれについてはへ財政計画が立てば決裁するので急務の件々をすぐに調査するようにと、いわば原案差し戻しである。したがってこの文書が、「文部省学制原案」の全体を「裁可」しているとは決して言えないのである。

第二の点について。「学制」前文(布告書)部分の文言や文章には、その後かなり修正が加えられていく。また「文部省学制原案」での文体は確かに漢字平かな書きではあるが「ルビ無し」であり、それが文部省別冊では「ルビ付き」の両文体になっている。したがって「文部省学制原案」での前文(布告書)が正院の「裁可」を受けた「正式なスタイル」だと捉えることもできない。そもそも湯川説では、文部省頒布別冊が「学制」の「正本」ではなかったのか。

また「文部省学制原案」条文の第三章には「東京府 十五万石」など「石高」の記述が、第一一〇章以下には「医学校付属病院」の各章があるが、いずれも発令時には削除されている(「原案」は全一一二章、発令時は全一〇九章)。「文部省学制原案」はあくまで「原案」であり、それを「正式な」ものと考えてはできない。

い。

ところで指示文に押されている「裁」印は、近代史料学の中野目徹氏によれば、天皇の「裁可」を得たことを示す印である。¹²⁾「決裁」とは、下から上げられてくる文書に対する行為なので、正院が自らの指示文に「決裁」印を押すのは確かにおかしい。それはともかく、朱で修正され日付も朱書のこの正院指示文によって（朱書の確認は井上久雄氏による）、「学制」に対する正院の消極的意思を知ることができさる。

(二)「官符原案」に綴られた文部省伺

湯川氏が「反論」で挙げている第二の史料は、「官符原案」に綴られ「正院の裁印の押された学制の頒布（公布）に関する文部省伺（文部省八行野紙使用、原本）」（カッコ内も湯川氏）である。

「官符原案」とは、皇城炎上被害を免れた極めて価値の高い一次史料である。明治四年から六年までは「原本」が綴じられていて内容も重要案件が網羅的に収録¹³⁾され、「同時代の史料のなかでも重要な位置を占める」と評価されている。

そこに綴じられているこの伺文は、正院から中途半端な認可しか受けられなかった文部省が、「御布告書并学制章程」の別冊を金額欄は欠いて各府県に頒布すること（壬申六月）、およびその際の添付文（「前略」）新二官費ニ関係致候儀ハ即時施行不相成候事 壬申□月□□（□は空白）の承認を求めるものである。¹⁴⁾

文中には「未決定の教育財政面について強い不満」を漏らす箇所があり、また末尾の「（しばらく）「金額員数」は欠くが」是等不日符節難相違次第二付 何分得卜御聞置相成度 此段申上候也」からは、文部省のかなり強い態度が覗われる。後述のように、それだけ文部省は切羽詰まっていたのである。

「裁」印を根拠に湯川氏は、「これについても正院の決裁が下り」と判断している。たとえこれが天皇の「裁可」印だとしても（既述）、「裁可」を得たのであれば正院の「決裁」も経ていたことになるであろう。問題は、本節冒頭湯川説のように、正院が「文部省による学制の発布」まで「裁可」したと言えるかどうかである。なぜなら当該の文部省伺が求めていたのは、あくまで「学制」別冊の「刊行」と「頒布」でしかないからである。文面に「発布」とか「公布」といった言葉は認められない。

文部省が早くも八月二五日に史官へ送った「学制」訂正届においても、「兼而伺之上頒布仕候学制中誤謬訂正之條々別紙之通訂正仕度」と、「伺之上」頒布したとしか、つまり「裁可」（決裁）を受けて頒布したとは、述べられていない（「文部省学制原案」）。

ところでこの文部省伺には、第一の史料で見られた正院の指示や日付がまったくない。この点、非常に興味深い。なぜなら正院は、届いた文部省伺に何の見解も示さずに、白紙委任で当時二〇歳の天皇に裁可を求めたことになるからである。もつとも、文書処理において「天皇親政」の「形式整備が格段に進んだ」のは明治一二年太政官改革以降からだとすれば、¹⁵このころは「裁可」といっても極めて形式的なことだったのかも知れない。それにしても「失礼」な話である。

しかし何の意思表示もないこの文書がまた、「学制」に対する正院の消極的姿勢を雄弁に物語っている。実は正院には、文部省の要請をそう容易には受け入れられない事情があった。

正院は明治五年六月二四日、「財政之大計」を立てるために必要な「急務之件々」を取調べるよう文部省に求めていた（既述）。それ以前に文部省は大まかな計算で三〇〇万円、「当分ノ処」は二五〇万円でよいと定額金を要求し、太政官左院からは、余れば「予備金」にすればよいと満額の三〇〇万円を支持された。しかし大

蔵省の反対に合つて正院で問題となる。困つた三條太政大臣は、五月二十九日、大隈重信参議に井上馨大蔵大輔の説得を依頼したが、その井上は六月一日、遣外使節団の木戸孝允参議に對し、「国力ヲ不計事業創立スルハ日本人之弊風」と苦境を訴える書簡を書いている。¹⁶⁾

文部省が「急務之件々」取調べを正院から求められたのは六月二十四日。その五日後の二十九日、今度は大蔵省が「学校入費并ニ生徒学費ニ付伺」を正院に提出する。その通計一二三万四七七五円は、文部省の要求額と比べると半額以下である。しかも大蔵省は、「従前民部省中ニ於テ被相定候規則ニ照準」することを求めていた。それは文部省の「学制」による学校ではなく、旧郷学校的なものの要求である。井上馨は四日後の七月三日にも「再伺」を提出し、「今以学則御確定も無之」と至急の決議を迫つた。

この大蔵省からの伺に正院はどう答えたのか。「公文録」を整えた十三等出仕中澤重信は、六月二十九日付伺の末尾に「御下知不相分」と記し、七月三日付の再伺には「右上申未幾。八月二日学制布告アリ。故ニ別段御指令ナキカ。結局詳ナラズ」と注記している。

このように大蔵省伺には回答しなかつたと考えられる正院が、文部省の「学制」にどう対処したかが重要である。七月一三日に大木文部卿と井上大蔵大輔が三條太政大臣宅を訪ねたとき、井上は「学校設立には異論ないが」大蔵之大計不相立必至」と、なお「学制」実施に反対していた。しかし九月八日になつてようやく正院は、文部省の定額金を「当分ノ内」年二〇〇万円と決定。そこで大木は一〇月七日、生徒一人一錢、総額三〇万円の「府県学校扶助金」の執行を正院に訴え、十一月九日に許可が下りたので、「学制」第九九章「小学委託金」の黒塗り欄にどうにか数字を入れることができた。「文部省学制原案」での「九三万八七〇〇両〔円〕三府七二県」と比べると、三分の一以下への大幅減額となつた。さらに一旦決定した文部省常額金二〇〇万

円も、明治六年一月には大蔵省が提示していた額に近い一三〇万円に減額される。

このように正院は、郷学校の学校か「学制」的な全国的学校制度かの選択を迫られ、結果的には郷学校を否定したけれども、「学制」予算も大幅削減する苦しい折衷策を採用したのである。

以上、湯川氏が挙げた二つの史料からは、文部省と大蔵省との板挟みになっていた正院が、「文部省による学制の発布」を「裁可」したとはとても言えないことが分かる。

五 八月二日太政官第二一四号が確認できる史料

湯川氏には、太政官布告の「学制」など存在せず、文部省が別冊で頒布した『学制』（学制布告書、文部省布達第一三号、学制章程を含む）がその『正本』である（カッコ内も湯川氏）とする主張がある¹⁸。しかし「学制布告書」まで含めて文部省頒布別冊が「正本」であるとすれば、よく知られた八月二日の太政官第二一四号は「實在しない幻」になってしまうのではないか¹⁹。

ところが一方で湯川氏「論文」の冒頭は、「明治五年八月二日、『学制』の趣旨を示すために、太政官第二一四号（以下、学制布告書と称す）が布告され」となっているし（カッコ内は湯川氏）、湯川氏「反論」においても「明治五年八月二日に太政官が布告した第二一四号は学制布告書のみである」と主張されている。したがって太政官第二一四号は学制布告書としては認めるが、「学制」条文は文部省が「発布」したというのが、本来の同氏の主張らしい。

確かに文部省の「学制発行ノ儀伺」本文には、「甲号之旨趣御布告被仰出候ハ、於文部省ハ乙号之通可及普令」とあるので、湯川氏「論文」が述べるように「文部省は、学制の理念を示した布告書の公布を太政官に求

め、学制は文部省より布令するものと考えていた」ことは確認できる。しかし「考えていた」通りになつたとは限らない。なぜなら「学制発行ノ儀伺」が六月二四日に正院の認可を得たのは、第四節で確認したように「現今将来ノ目的」のみであり、文部省による「学制」の「普令」まで認められた訳ではないからである。

正院としては、「学制」条文も太政官から発令する必要があつた。その理由は第三節で確認したように、「凡全国一般ニ布告スル制度條例ニ係ル事件（中略）ハ太政官ヨリ之ヲ発令ス」とする明治四年七月「正院事務章程」に従うためである。

ところで湯川氏「論文」冒頭の前記引用文は、学制布告書は「漢字と平がなを用い、漢字の左右に読みと意味を示すルビを振つた両文体で書かれ」と続いている。ここで疑問となるのは、八月二日に太政官が第二四号を発令したこと、そしてそれが漢字平がな書き・ルビを振つた両文体であることがどの史料で確認できるのかということである。というのは湯川氏自身が言うように、太政官第二一四号の原本はおろか、その写しさえ見つからないからである。湯川氏がこれこそが「学制」の「正本」だと主張する文部省頒布の別冊では、布告書部分の上部に「第二一四号」としか書かれていないので、それが何の番号なのか分からないし、日付も不明である。

もし太政官第二一四号の日付と号数だけは『布告全書』に依拠するのだとすれば、『布告全書』は二次史料なので「正確」でなく「学制」布告書部分も書き変えられているという立場と不整合を起すことになる。そしてそもそも文部省別冊も、全国頒布された二次史料の典型でしかない。

太政官第二一四号が確認できる一次史料はないのだろうか。

「官符原案」は、原本が「網羅的に収録」されている一次史料であつた（第四節参照）。ただ全一六冊しか

存在しないため、収録文書数は限られている。例えば明治五年分の「官符原案第三・第四」には全一三六件が収録されているが、同年の太政官布告はそれのみで三七九件を数え、さらに他に番外が五二件もある。したがって実際には必ずしも「網羅的」とは言えない。大蔵省伺の前出二文書（明治五年六月二十九日、七月三日）は収録されていないし、「学制」関係で収録されているのは、既出の文部省伺二文書（明治五年六月、日付無記入）のみである。重要な明治五年六月二四日の正院指令文（既出）も含まれていないので、「官符原案」だけで「学制」を議論することはできない。

なお既出文部省伺の二文書は「文部省学制原案」にはないが、「公文録」には綴じられている。そして「公文録」の文書には、この二文書に限らず「裁」印はない。倉澤剛氏が、「学制」頒布に関する文部省伺（明治五年六月）に対する「太政官の指令は公文録にみえない」と記しているのは、指令文も「裁」印もないためであろう。

ところで「官符原案」に編綴されている文書類は、「詔勅・法令、国書・委任状等の決裁原議もしくはその写」である⁽²¹⁾。したがって例えば明治四年八月二八日の太政官第四四八号（解放令）の原議が含まれ、太政官「御布告案」および左院同意文「異論無之候事」が「原本・第一」に、そして「副本・第一」には井上大蔵大輔と大久保大蔵卿による正院あて原議（辛未八月二二日）、左院同意文、布告案が綴じられている。「原本」に「裁」印はないが「副本」にはある。

また明治五年一月二八日の太政官第三七九号（徴兵令）に関しては、「裁」印が押された原議、「勅書案」「太政官布告案」「徴兵大意」などが収録されている（「原本・第四」「副本・第四」）。ともに極めて重要な布告なので、当然のことである。

そうであるなら、太政官第二二四号「学制」に関する原議書類、何よりも「裁可」を受けた布告案が綴じられていなくてはならない。ところが残念なことに、収録されているのは明治五年六月の文部省伺（前記二文書）だけである。そして「公文録」にも、一番重要な裁可済みの太政官第二二四号布告案は収録されていない。

明治一二年「教育令」の場合、文部省発議文、草按、伊藤博文参議の申立書、院議による修正が施された「教育令布告案」など各種原議、そして太政大臣、右大臣、参議九名が署名捺印して「裁可」を仰ぐ「元老院議定上奏教育令」（明治一二年九月二四日）が「公文録」に編綴され、それには天皇裁可印「可」（明治一〇年「内閣参朝公文奏上程式」による）がある。

以上のように「学制」には少し不可解なことがある。したがって『布告全書』に依らないとすれば、湯川氏は太政官第二二四号の発令日や布告書（前文）の記述様式をいったい何によって確認されたのか、非常に不思議なのである。なお「官符原案」や「文部省学制原案」「公文録」などはあくまで原議文書を集めたものなので、それらによって実際の太政官布告の号数や発令日を知ることができない。

六 太政官第二二四号の地方への伝達をめぐる

「学制」の発令に関しては、他にも不思議なことがある。各府県が所蔵する太政官布告の綴りでは明治五年の第二二四号だけが欠け、その場所には文部省別冊が綴じられていたりするので、湯川氏は「学制布告書が太政官から直接府県に配布された形跡」はないという。私自身もそれなりに努力したが、第二二四号布告の原本や写しの存在を確認することはできなかつた。『太政官日誌』でもこの号だけが欠けている。こうしたことと、「学制」布告案や諸原議が「官符原案」などに保存されていない事実とを重ねると、「何か通常でない事情が存

在した」のではないかと想像したくなる。

確かに「学制」は準備不足のままで、非常に急いで発令・頒布されてしまった。このことは、八月(二七日)に四四か所の、九月二日には二か所の「誤謬」の訂正、その後も明治五年一月に四回、そして明治六年だけで二九回もの追加・削除・修正が重ねられた事実が示している。その背景には、重要な改革は岩倉使節団が帰国してから行なうとの「約定」を破って、留守政府が諸改革に着手したことがある。それも、使節団が明治四年一月一二日に欧米諸国へ出航した、その直後からである。「学制」はその諸改革の一つで、大隈重信は「何構ふ事は無い。先廻してドシドシ改革を断行して仕舞へ」と、当時の様子のことを回顧していた。⁽²²⁾

使節団帰国の当初予定は明治五年九月だったので、「学制」も大いに急がれた。しかも明治五年三月二四日から五月一七日まで、アメリカとの単独条約改正の全権委任状を求めて大久保利通と伊藤博文が無駄な一時帰国をし、そのために外務省が猛反発して、政府は大混乱を極めていた。

こうした政府内の深刻な対立や混乱のために、太政官第二一四号は正式発令できなかつたとか、少なくとも非常に遅れたのではないかとか、あるいは各府県への布告伝達が通常通りにできなかつたのではないかとか、いろいろ想像を巡らせることができる。

ところが、明治五年八月二日の太政官第二二四号「学制」は、七月晦日の第二二三号(数官兼任の場合の身分取扱)と八月二日第二二五号(文部省を元津県邸へ移す)に挟まれている。したがって号数や日付をあとから調整することはかなり困難であるし、また八月三日頒布の文部省別冊に記された「第二二四号」も、その号数は符合している。

こうした点から判断すれば、「学制」が八月二日第二二四号として発令予定されていたことは確かであろう。

「公文録」の大蔵省伺を整頓した十三等出仕中澤重信も、「八月二日学制布告アリ」と注記していた（既述）。問題は、太政官布告第二二四号が実際に各地方に伝達されたかどうかであるが、このことに関しては既述のように、否定的な状況にある。

ところが鳥根県飯石郡赤来町（現飯南町）保存の『太政官御布告』²³には、「明治五年壬申七月 太政官」の布告書が鳥根県に伝えられていたことを示す「御達」が収録されている。伝えられた日は不明であるが、明治五年九月の日付で鳥根県が県用箋に翻刻したものである。そしてその表記様式は、漢字片カナ書きでルビは無し、「卒」もなく（文部省による「誤謬」訂正前の文であることが分かる）、つまり『布告全書』と同じである。他方、湯川氏が各府県庁の公文書等を調査して到達した「結論」は、以下の三点である（湯川氏「反論」）。

- ① 文部省頒布の「学制」以外に「明治五年八月二日に太政官第二二四号で布告された『学制』は存在しない」
- ② 「太政官第二二四号自体、太政官から府県に直接の布令伝達が行われた形跡がない」
- ③ 「太政官第二二四号は学制布告書のみであり、文部省頒布の『学制』の冒頭に収録された学制布告書がその正本である」

この「結論」の①と③は矛盾するような表現であるが、①での「学制」は条文のことのみを意味しているであろう。しかし、なぜ『布告全書』の「学制布告書」は「正本」でなく、同じく二次史料の文部省頒布別冊の「学制布告書」が「正本」だと言えるのか、③での主張の理由は理解できない（既述）。

それはともかく、ここでは②が重要である。早くも明治五年九月に翻刻頒布できたほどの時期に島根県に届いた太政官布告の存在を、湯川氏の立場では認めることはできない。そこで「反論」は次のように否定している。

この「御達」は「もとより太政官から直接送付された原本」ではない。また末尾にある島根県の達文には「文部省より学制が達せられたこと」も記されているし、さらに「学制布告書を府県において翻刻・布令した例」は他にもある。したがって「学制布告書の正本が漢字・片かな文であったといえないことは明らかである」

しかしこの「反論」には非常な無理がある。

まず「太政官から直接送付された原本」でないのは当然のことである。貴重な「原本」を各町村に配布するなど、ありえない。コピー機のない時代、各府県はその東京出張所から送付された「原本」をもとに必要部数の写本を作成して各町村に回達し、各町村はまた必要部数の写本を作成し頒布するのである。なおこの反論は、「直接送付された原本」ではないにしろ太政官から何らかの学制布告書が届いたことは認めているようである。

次に、太政官第二二四号が府県に布令伝達された形跡がないとすれば、島根県が「御達」として翻刻したのは文部省別冊の布告書だということになる。そうとすれば島根県は、別冊の漢字平かな両文体を漢字片カナ・ルビなし表記に書き変えて翻刻したことになる。しかも同県は追って別冊自体も翻刻頒布しなければならない。別冊の同じ学制布告書を二度も、そのうえ一度は表記法を変えて翻刻し頒布したというのは、あまりにも不

然である。

さらに「御達」末尾に付された島根県達は、「右之通御達ニ付相達候尤文部省ヨリ御達相成候学制之儀ハ迫々可及布達候事」と述べている。これをありのままに読めば、へ右のような「御達」があつたので達する。ただし「尤」文部省から「御達」があつた「学制」については追つて布達するものであるから、前者の「御達」は太政官からの、後者の「御達」は文部省からと、二つは別のものだとしか考えられない。ところが湯川氏は「文部省より学制が達せられたことも記されている」と述べるのみで、太政官からの「御達」の存在を否定している。

そして湯川説では、「学制布告書を府県において翻刻・布令した例は他にもある」ので、島根県が漢字・片カナ（ルビなし）の布告書を県下に達したからといって「学制布告書の正本が漢字・片かな文であつたといえないことは明らかである」という主張になる。しかしこの理由づけも極めて不合理である。

文部省による頒布版別冊は一般啓蒙に役立つように作成されているので、それをモデルに前文（布告書）を翻刻した府県が多くあることは事実である。湯川氏が挙げている事例も、その種のものばかりである。しかしそのことと島根県翻刻の漢字片カナ布告書とは別の問題であり、島根県の漢字片カナ版は書き変えられたものだという論拠には少しもならない。このことこそ「明らか」ではないか。

しかもそのうえ島根県には、漢字片カナの「御達」とは別に、漢字平かな両文体の文部省版「被仰出書」（美保関小学校旧蔵）も存在している。つまり二種類の学制布告書が配布されていたのである。ただし「御達」は前文（布告書）のみで、全一〇九条の本文は含まれていない。しかし取り急ぎ前文のみ翻刻配布されたと考えても、何ら不自然なことではない。

もちろん島根県に伝えられた「御達」の例だけで、全府県の状況に一般化することはできない。混乱した政情の下、しかも明治六年に「公布」の制度（太政官布告第六八号、第二一三号）が作られる以前の時代に、太政官第二一四号がどのように地方に伝達されたのか、あるいは伝達されなかったのか、それを明らかにすることは今後の大きな課題の一つである。文部省が八月三日に各府県の東京出張所へ一〇部ずつ頒布した「学制章程」でさえ、多くの府県が直ちに布達し独自の告諭を出したりしたにもかかわらず、東京府では「これらを管下に布達する動き」は見当らなかつたという。⁽²⁴⁾

おわりに

「学制」など明治新政府の諸改革は、要人の多くが岩倉使節団として不在中に強行され、それらに対しては批判的な意見が多かつた。制定責任者の一人であつた福岡孝弟文部大輔自身が、明治五年七月段階で「学制ノ發布」の「猶予」を訴えていた⁽²⁵⁾、大隈重信は「木戸公等は」「大分立腹した」と回顧している⁽²⁶⁾。また大久保利通は明治六年一月二十七日付書簡において、「学制」を含め諸改革のことを「形容ハ頗ル文明各国ノ域ニ近シ只其実跡如何ント想像スル而已」と危惧し⁽²⁷⁾、岩倉具視も明治八年二月には、「約定」を破つた留守政府の「軽躁急進」が官民に迷惑をかけたことを憤り、方向転換を主張していた。⁽²⁸⁾

それでも、「学制」が近代日本教育制度の記念碑であることは否定できない。これまで「学制」は多面的に研究されてきたが未解明の謎も多い。国家の「富強安康」ではなく「立身」主義が採用された経緯、学制取調掛の実際の仕事内容、第二一四号布告原議案が「官符原案」や「公文録」に収録されていないこと、各府県所蔵太政官布告の綴りに太政官第二一四号が見つからないことなどである。

しかし制定された法令としての「学制」の発令主体、発令日、号数、表記様式については、太政官外史局が編集した『布告全書』に拠るほかないというのが、本稿の再確認である。湯川説では、『布告全書』は二次刊行物であるという理由で退けられ、文部省が全国頒布した別冊が「正本」であると主張されるが、その別冊もまた二次刊行物である。そして本稿は、「学制」は文部省法令であるとの湯川説では、説明できないことや矛盾、不合理がいろいろ出てくることについて検証した。

付記 本稿で使用した「文部省学制原案」や「官符原案」、外史局「編纂課処務ノ目的草案」また「公文録」（重要文化財）などは、国立公文書館ホームページから閲覧することができる。

註

- (1) 拙著『明治五年「学制」——通説の再検討』ナカニシヤ出版、二〇一三年。
- (2) 湯川嘉津美「学制布告書の再検討」日本教育史研究会『日本教育史研究』第三号、二〇一三年。以下本稿では湯川氏「論文」と呼ぶ。「竹中暉雄氏による拙稿『学制布告書の再検討』の論評に反論する」同誌第三三三号、二〇一四年。以下本稿では湯川氏「反論」と呼ぶ。
- (3) 竹中「論評」『日本教育史研究』第三三三号、二〇一三年。
- (4) 日本史籍協会編『明治史料 顕要職務補任録 三』東京大学出版会、一九八一年覆刻、八頁。
- (5) 明治四年八月一〇日、太政官第四〇〇号「官制等級改定」
- (6) ただ公式記録とはいっても、当時の混乱した政情下において間違いも含まれている。例えば私の「論評」でも記したように、『布告全書』の「学制」の最末尾は不思議なことに「明治四年壬申七月」である。湯川氏が「正本」だとする文部省別冊（奈良県立図書館所蔵「太政官布告布達」に編綴）の末尾も同様である。各種史料を比較

検討して間違いを見つけることは重要であるが、『布告全書』を全否定することにはならない。

(7) この規定は、「制度條例二係ラサル告諭ノ如キ」ものは各省が「布達」すると続いている。そうすると「学制布告書」は「告諭ノ如キ」もので、文部省から「布達」されねばならない。にもかかわらず「学制布告書」はなぜ太政官布告だったのか。このことについて従来ほとんど疑問が抱かれてこなかったが、それは「全国一般二布告スル制度條例」すなわち「学制」と一体のものであるからと考えると、説明がつく。その一体性を考慮すれば、よく使われる「学制布告書」よりも「前文」のほうがより適切であると考えられる。

(8) 明治六年「太政官職制」「正院事務章程」改定の重点は、各省権限の制限、予算編成権の大蔵省から正院への移行、参議のみの内閣の新設など、正院の権限強化にあった。

(9) 太政官発令の「学制」を下級官庁（文部省）が「誤謬」訂正したりする事例は当時においても珍しいが、皆無ではなかった。前掲拙著『明治五年「学制」——通説の再検討』三五二頁、註(22)参照。

(10) 以上、田中の何と正院の指令は「公文録」（明治六年五月・文部省伺一）による。

(11) 井上久雄『学制論考』風間書房、一九六三年、四五二頁。

(12) 中野目徹『近代史料学の射程——明治太政官文書研究序説』弘文堂、二〇〇〇年、一〇九頁。その法令的根拠は示されていないが、『日本歴史』第六五〇号『古文書研究』第五五号『史学雑誌』第一一一編第一〇号『歴史学研究』第七四九号の同書書評でも、この点に対する疑問は指摘されていない。なお、「正院庶務順序」には「三職決裁^{マツ}アリ裁印^{マツ}ヲ押シ外史ニ附ス」とある、との記述が同書にある（一一〇頁）。そのため「裁印」は三職（正院）の印なのかと混乱するが、「正院処務順序」で確認すると「三職決裁了り検印^{マツ}ヲ押シ」である（傍点は竹中）。

(13) 中野目徹、前掲書、一〇九頁、一〇七頁。

(14) 井上久雄、前掲書、一二四頁。「財政之大計御決裁相成候迄経費金額相立不申自然教育之方向ト財政之大計ト照応相成四方之注目ニ関係候様立至り候」

(15) 中野目徹、前掲書、一二二頁。

- (16) 「学制」制定過程に関する記述の典拠については、前掲拙著『明治五年「学制」——通説の再検討』参照。
- (17) 当時の「両」と「円」は同価値。山本有造『両から円へ——幕末・明治前期貨幣問題研究』ミネルヴァ書房、一九九四年、二五頁、八〇頁～八一頁、参照。
- (18) 拙著への書評。日本教育学会『教育学研究』第八〇巻第三号、二〇一三年九月。
- (19) 湯川氏による書評への「返答」。同前『教育学研究』第八一卷第二号、二〇一四年六月。
- (20) 倉澤剛『小学校の歴史 I』ジャパンプラライブユーロー、一九六三年、二五六頁。
- (21) 中野目徹、前掲書、一〇八頁。
- (22) 相馬由也編『早稲田清話』冬夏社、一九三二年、三八五頁。
- (23) 『島根県近代教育史 第三卷』（一九七八年）はこの「御達」について「太政官布告第二二四号（明五・八・二）」と注記している（一八頁）。
- (24) 東京都立教育研究所編『東京都教育史 通史編一』一九九四年、一二〇頁。
- (25) 早稲田大学所蔵「大隈文書」（A4199）。
- (26) 前掲、相馬由也編『早稲田清話』三八六頁。
- (27) 日本史籍協会編『大久保利通文書 四』東京大学出版会、一九六八年、四八四頁。
- (28) 多田好問編『岩倉公実記 下』原書房、一九六八年、二二三頁。

The Legal Basis of *Gakusei*— A Refutation of Ms. Yukawa Katsumi

TAKENAKA Teruo

Treatments of *Gakusei*, modern Japan's first educational ordinance issued in 1872, may be found in various treatises, surveys, chronological tables, and source books on the history of Japanese education.

The present author has previously concluded that *Gakusei*, including both its Preamble and the attached Articles, comprises Dajokan Ordinance No. 214, issued on August 2, 1872. This conclusion has been refuted by Ms. Yukawa Katsumi, who asserts that only the Preamble is included in Dajokan Ordinance No. 214, while the attached Articles are based on a Ministry of Education regulation issued on August 3, 1872.

The author feels that Yukawa's views are unacceptable, however, and in this paper he examines her position from various angles, including the serial number of the Ministry of Education regulation that she refers to, the reliability of the *Fukoku-Zensho* (official statutes at large) on which the author bases his argument, and the authority of the Ministry of Education to enact a national education system under the name of *Gakusei*.